

【年末年始無災害運動】

年末年始に発生する労働災害の要因として、工事輻輳化、厳しい工程の要請による休日労働や時間外労働による疲労、作業手順を省略した不安全な行動、機械設備等の安全点検の不足等の安全衛生管理の不徹底、また休暇後の年始に作業の体制が整わないことなどが考えられるため、「施工管理体制の強化」「作業員の健康状態の把握と適正な配置」等を行い、無理な作業の排除に努め、さらに休憩設備等職場環境を整備し、三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）防止対策、交通労働災害防止対策の徹底を行い、労働災害防止活動の原点に立ち返って実施することが必要であることから、下記の期間実施します。

実施期間 平成19年12月1日から平成20年1月15日まで



【優良従業員表彰】

郡山地区産業安全衛生大会が10月26日ホテルハマツで開催され、優良管理者として遠藤長男第一課長、優良従業員として本多清春さんが受賞されました。これは、安全衛生活動を通じ事業の発展に寄与した功績が認められたものです。受賞本当におめでとうございます。受賞後の講演「酒の話しあれこれ」での一部を紹介致します。日本酒は百薬の長として天恵の香味が楽しまれてきましたが、癒しに適した生活は、「酒は飲むべし、飲まれるべからず」とあるように適量の飲酒を超えてはならないとのことです。おいしく酒を楽しむために心掛けたいことは 食べながら飲む 食事の後には飲まない 強い酒は薄めて飲む 飲む量をきめておく 飲む時間をきめておく事であり、晩酌程度に飲む酒は、その日の心的緊張をほぐすばかりでなく、明日の仕事の能率を保証し、精神に活力をあたえてくれます。

『天の美禄 ほろ酔いかげん 飲むも楽しい』



【飲酒運転に対する厳罰化】

年末に向け飲酒する機会が増えてくるものと思われますので、今年の9月19日施行の飲酒運転対策に関する改正道路交通法の概要を記しておきます。

〔運転者本人に対する罰則〕

- 酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 飲酒検知拒否罪 3月以下の懲役又は50万円以下の罰金

〔飲酒運転を助長した者に対する罰則〕

- 酒気を帯びていて飲酒運転することとなるおそれがある者に対する車両等の提供 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（酒酔い運転した場合）
- 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金（酒気帯び運転した場合）

飲酒運転することとなるおそれがある者に対する酒類の提供

- 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金（酒酔い運転した場合）
- 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金（酒気帯び運転した場合）

車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、要求・依頼して飲酒運転されている車両に同乗

- 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金（酒酔い運転の車両に同乗した場合）
- 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金（酒気帯び運転の車両に同乗した場合）

